

医療法人設立認可申請の 添付書類等が変更になります！

令和4年度1回目の医療法人設立認可申請より、以下のとおり添付書類の追加、様式の変更及び審査方法の見直しを行います。

医療法人設立認可申請の手引き・様式・作成例を更新し、公開しておりますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

診療所で使用する物品は、基金として拠出していただきます

- 診療所で使用する建物附属設備、医療機器、器具及び備品等のうち、設立者（院長含む）が所有しているものは基金として拠出していただきます。なお、減価償却計算書は必ず提出してください。
- これに伴い、拠出する資産がない場合を除き、現金のみの拠出による医療法人設立はできなくなります。
- リース契約を結んでいる場合は、従前どおりリース契約の引き継ぎが可能です。ただし、リースしている物品を資産計上している場合は、減価償却計算書を提出してください。
- 診療所用の土地・建物については、従前どおり賃貸借契約又は基金拠出が可能です。

新たに「職員給与等内訳表（様式13-2, 3, 4）」を必ず提出していただきます

- 「収支予算書（様式13-1）」における職員給与及び役員報酬の算定が適正であるかを確認するため、「職員給与等内訳表（様式13-2, 3, 4）」を必ず提出していただきます。
- 職員給与及び役員報酬含め、収支予算書の計上額に疑義がある場合は、従前どおり、個人診療所の確定申告書の写しを参考書類として求める場合があります。

様式・作成例を大幅に更新しました

- 必ずすべての様式を新たにダウンロードして作成してください。過去の様式で提出された場合は、再提出していただきます。
- 特に「収支予算書・職員給与等内訳表（様式13-1, 2, 3, 4）」「役員及び社員の名簿（様式17）」については、書類及び記載すべき項目の追加がありますのでご注意ください。